

東広島市 上下水道耐震化計画(下水道)

東 広 島 市 下 水 道 部
策 定 令 和 7 年 1 月

1 目標¹

東広島市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、概ね20年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に耐震化を実施することを目指す。

また、対策が必要な重要施設については、災害時にコントロールタワーとなる防災拠点、及び市内主要病院を最優先に選定し、重要施設に接続する上下水道管路等について、今後、概ね20年間で耐震化を完了することを目指す。なお、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、全重要施設への耐震化対策を並行して進めながら、3施設の上下水道管路等の耐震化を完了することを目指す。

2 計画期間

令和7年4月～令和12年3月

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設²の設定(上下水道共通)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(上下水共通)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	17	東広島市役所、広島県水道広域連合企業団東広島事務所、東広島市消防局、東広島市黒瀬支所、東広島市安芸津支所、東広島市河内支所、東広島市福富支所、東広島医療センター、広島県立総合リハビリテーションセンター、広島県立松陽寮、賀茂精神医療センター、県立安芸津病院、本永病院、西条中央病院、井野口病院、八本松病院、道の駅西条のん太の酒蔵
上下水道管路等の耐震性能確保済みの施設数 (令和5年度末時点) ³	0	
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁴ (令和11年度末迄)	3	東広島市安芸津支所、県立安芸津病院、東広島市福富支所
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁵ (令和26年度末迄)	17	東広島市役所、広島県水道広域連合企業団東広島事務所、東広島市消防局、東広島市黒瀬支所、東広島市安芸津支所、東広島市河内支所、東広島市福富支所、東広島医療センター、広島県立総合リハビリテーションセンター、広島県立松陽寮、賀茂精神医療センター、県立安芸津病院、本永病院、西条中央病院、井野口病院、八本松病院、道の駅西条のん太の酒蔵

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

² 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう（緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義）。

³ 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）と下水道管路（避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場）の双方の耐震機能を確保することをいう。

⁴ 耐震性能確保済みの施設数（令和5年度末時点）を含め、令和11年度末迄（計画期間は5年程度）に目標とする施設数をいう。

⁵ 耐震性能確保済みの施設数（令和5年度末時点）を含め、令和26年度末迄（計画期間は20年程度）に目標とする施設数をいう。

◀ 東広島市 上下水道耐震化重点計画のうち 下水道事業に関する計画 ▶

4 下水道システムの急所施設⁶の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ⁷	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	4		5		5		5	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	0	0	0	0	0	0	0	0
耐震性能確保の目標箇所数 (令和11年度末迄)	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路⁸

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	0.8	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	0	0
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	0.6	75

(3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場⁹

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	—	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	—	—
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	—	—

⁶ 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

⁷ 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)」及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済みとカウントする。(例：揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済みであれば、カウントする。)

⁸ 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

⁹ 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

5 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	20.0	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	2.8	14
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	5.3	27

(2) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場¹⁰の箇所数

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	—	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	—	—
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	—	—

以上

¹⁰ 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。